



か政策第131号
令和6年10月31日

かすみがうら市議会議長 様

かすみがうら市長 宮嶋 謙
〈公 印 省 略〉

中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会
委員の選任について（依頼）

市議会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より市政につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当市におきまして、市街地に図書館機能を含む施設の設置を協議するため、
中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会を設置します。
つきましては、ご多用のところとは存じますが、市議会文教厚生委員会から検討
委員会委員として委員長をご推薦いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご承諾のうえは、お手数ですが別紙による推薦用紙をご送付ください。

記

- 1 同封書類 推薦書、委員会設置要綱 各1部
- 2 推薦用紙の返送期日 令和6年11月11日（月）まで

＜問い合わせ先＞

かすみがうら市 市長公室 政策経営課
担当：樽見・稲垣・神永
住所：〒315-8512 かすみがうら市上土田 461
電話：029-897-1111（内線 1221）
E-mail：kikaku@city.kasumigaaura.lg.jp

令和6年かすみがうら市告示第114号

中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会設置要
綱

(設置)

第1条 中心市街地における公共施設の在り方等を検討するため、中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、必要な事項を市長に報告するものとする。

- (1) 中心市街地における公共施設の在り方に係る調査研究に関すること。
- (2) 中心市街地における公共施設の在り方に係る計画立案に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関連団体の委員
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期間)

1 この告示は、令和6年9月30日から施行する。

(失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。